

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（案）に関する
御意見募集の結果について

令和 3 年 12 月 22 日
厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令（案）について、令和 3 年 6 月 3 日（木）から令和 3 年 7 月 2 日（金）まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を 6 件いただきました（なお、本件と直接関係しない御意見を 1 件承っております）。

御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

なお、犬の所在地を国外に変更する場合に、その犬の所有者に対し、変更前の市町村への届出を義務づける規定は、検討の結果、創設しないことといたしました。所有者に法令上の届出義務は求めませんが、犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合には市町村長はその犬を原簿から削除することができる規定を創設することといたしました。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
今回の案に賛成。	賛成の御意見として承りました。
一定の要件を満たす場合に市町村長の職権による登録削除を可能とすることとあるが、各自治体で一定の要件が異ならないよう基準を示すべき。	今後、省令または通知の形で削除の目安となる基準をお示しする予定です。

<p>登録システムをデータ化して国と市町村が公開することで、狂犬病予防法施行令第2条の2犬の旧所在地を管轄する市町村長に犬の新所在地を通知しなければならないという点の簡易化になると思う。</p> <p>2つ目の1条新設に関しては、他の狂犬病に関する法律違反と同じく罰則をつけるべき。犬が国外へ移動する時、届出をしたか確認する仕組みを作り、何日間の旅行なのか、それとも所在地を変更するのか明確にする必要性を感じる。</p>	<p>犬の登録システムをデータ化して国と市町村が公開するという御提案については、システム改修による自治体の負担や、個人情報の保護の観点から困難であると考えております。</p> <p>意見募集の際にお示ししておりました、国外転出の際の届出義務の規定については、上記の通り、創設しないことといたしました。所有者に法令上の届出義務は求めませんが、犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合には市町村長はその犬を原簿から削除することができる規定を創設することといたしました。</p>
<p>犬の所在地を国外へと変更する場合には、変更前の所在地を管轄する市町村長に届けなければならないという旨の条文を追記するという今回の提案内容を支持する。</p>	<p>意見募集の際にお示ししておりました、国外転出の際の届出義務の規定については、上記の通り、創設しないことといたしました。所有者に法令上の届出義務は求めませんが、犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合には市町村長はその犬を原簿から削除することができる規定を創設することといたしました。</p>
<p>犬の所在地を国外に変更する場合というが、どの程度の発生が見込まれているのか。また、この届出を怠った場合に罰則などは規定されているのか。この件が実施されたとした場合、どのような手段で周知を図るのか。</p>	<p>意見募集の際にお示ししておりました、国外転出の際の届出義務の規定については、上記の通り、創設しないことといたしました。所有者に法令上の届出義務は求めませんが、犬が本邦以外の地域に所在することが明らかな場合には市町村長はその犬を原簿から削除することができる規定を創設することといたしました。</p>